鹿児島県薩摩郡さつま町は、まさに「薩摩のさつま」 さつま町でうまれ、独自の認証基準を満たし、 自信を持っておススメできるものが、

薩摩のさつまブランド。 じょじょん熱い想いを込めて 九州・薩摩から届けます。

篠摩のさつまづう

自慢の逸品が「薩摩のさつまブランド」

令和4年度さつま町 地域ブランド検討会

R4. **7**月~R5.

会場(さつま町役場別館3階大会議室)

全5回 受講無料

ただし、参加条件有(裏面)

※事前申込制 1事業者2名まで 昨年度参加事業者も可

〆切 6月30 日

※定員になり次第、締め切り

## <講師プロフィール>

1971年、愛知県岡崎市生まれ。老舗木材会社 出身の異色のブランディングプロデューサー。 材木屋時代に、社内ベンチャーで行った家具ブ ランドが全国で話題となり、その後海外でも展 開を行う。2006年、地域を元気にする事を目的 に元気創造集団 株式会社DDRを設立。

2007年、地域ブランド・サムライ日本プロ ジェクトを立ち上げ、話題に。同年には、経済 産業省の「地域中小企業サポーター」に委嘱。

社員を巻き込む独自の実践的なブランド理論 を確立して、年間100回以上の講演・セミナー を行い、500以上の中小企業のブランディング に携わっている。2011年、月刊ビジネスチャン ス「日本を変える起業家100人」に選出。FM Aichのラジオ番組でメインパーソナリティーを 務めている。

現在、活動の幅を広げ、日本各地の中小企業、 地域のブランド化に力を注ぎ、地域の元気を創 造する事をライフワークとして活躍している。

昨年、さつま町独自の地域ブランド「薩摩の さつま」の立ち上げの際には自身の経験や知見 から様々なアドバイスをおくり、地域ブランド 検討会実践型セミナーの講師を務めている。

限定先着



ブランドとは消費者との約束の証である

株式会社DDR 代表取締役 叩き上げブランディングプロデュー

※お申込は電話もしくはメール可 (事業所(名称・住所)・参加者名、 参加人数、ご連絡先など)

0996-53-1111 (内線2284)

shoko-kanko@satsuma-net.jp

さつま町、薩摩のさつまブランド推進協議会 主催 事務局:さつま町商工観光 P R 課

(一社) さつま町観光特産品協会

TEL 0996-53-1111 (内線2284)

協力 JA北さつま、さつま町商工会

## R 4地域ブランド検討会(セミナー)全5回 ※各回の時間については若王変更になる可能性

※各回の時間については若干変更になる可能性もあります 7/14 9/29 8/25 11/10 1/23 (木) (木) (木) (木) (月) 18:30 18:30 18:30 18:30 13:00 21:00 21:00 21:00 21:00 16:00 ③セミナー ①説明·講演会 ②セミナー ④セミナー ⑤認定品発表会 ・キックオフ ・商品のこだわりを ・効果的な情報発信 ・メディアへの ・ブランド認証 ・ブランドの基本 まとめる アプローチ の仕方 ・講演会

・プレスリリース

◎当セミナーは、以下の条件を満たした事業者の方のみ、参加可能。

情報発信の基本

薩摩のさつま

ブランドについて

●参加条件				
1.	大切にしたい「想い」について			
(1)	さつま町を好きであること			
2.	逸品について			
(2)	商品は、事業者の代表する逸品であること			
	(商品に物語性や想いがあれば尚良い)			
(3)	他人に自慢してもらえる(おススメしてもらえる)商品であること			
(4)	町ふるさと納税返礼品の登録商品(予定含む)であること			
	(当項目のみ、①~②のいずれかを満たす)			
1	さつま町内において生産されたものであること			
2	さつま町内において商品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を			
	行うことにより相応の付加価値が生じているものであること			
3.	その他			
(5)	さつま町内で事業(生産・製造・加工)をしていること			
(6)	多少の自己負担が発生する可能性があるため、出費について承知すること			
○注意事項 				
(1)	ほめ合う文化を大切にしたいため、参加者間の和を乱すような言動等は慎			
	むこと(場合によって退会してもらう可能性有)			
(2)	関係法規等の遵守、公序良俗に反するものでないこと			
(3)	政治宣伝・選挙運動関連、宗教・スピリチュアル的なものではないこと			

- ◎「薩摩のさつま」ブランドへの認定要件
- ・上記参加条件、注意事項を満たした事業者及び逸品
- ・今年度の当セミナーの全ての回に意欲的かつ積極的に参加した事業者の商品

※認定を受けられるのは、当該年度に1業者1つの商品のみとなります。(昨年度、セミナーを受けた事業者で新たに認証を受けたい商品がある場合は、当セミナーにご参加ください。)

参	事業所名	
加	参加者名	
申	電話番号	
込	メール	